

第44回全国育樹祭北海道実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第44回全国育樹祭北海道実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、北海道庁内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、北海道において開催される第44回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の実施に必要な事業を行う。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 育樹祭の運営に必要な総合企画、調整に関すること。
- (2) 公益社団法人国土緑化推進機構、林野庁、その他関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 育樹祭の運営（式典行事、育樹行事及び記念事業等）に関すること。
- (4) 育樹祭に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (5) 育樹祭に必要な輸送、警備、救護、衛生及び宿泊に関すること。
- (6) 育樹祭の広報、協賛及び各種公募に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 北海道議会議員
- (2) 市町村長
- (3) 市町村議会議長
- (4) 関係機関及び関係団体の役職員
- (5) 報道関係者
- (6) 道職員
- (7) その他、会長が特に必要と認める者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもって充てるものとする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 1名

2 会長は、北海道知事をもって充てる。

3 副会長は、北海道議会議長、北海道副知事、公益社団法人北海道森と緑の会理事長をもって充てる。

4 監事は、北海道会計管理者兼出納局長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 監事は、財務を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、その職をもって充てたものとする。

4 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(任期)

第9条 役員、委員及び顧問の任期は、第19条の規定により本会が解散する日までとする。

(報酬)

第10条 役員、委員及び顧問は無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会及び専門委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 育樹祭運営の基本計画及び実施計画に関する事項

(2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項

(3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

4 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員があらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第13条 会長は、特に必要があるときは、専門的事項を調査及び審議するために、本会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(専決処分)

第14条 会長は第12条第3項に掲げる事項について、緊急を要し、総会を招集することができないときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、

その承認を得なければならない。

第5章 会 計

(経 費)

第15条 本会の事業に必要な経費は、負担金及び協賛金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

(会 計)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務処理)

第18条 本会の財務処理は、会長が別に定めるもののほか北海道の財務に関する諸規定に準ずる。

第6章 解 散

(解 散)

第19条 本会は、第3条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決により解散するものとする。

(残余財産)

第20条 本会が解散したときに有する残余財産は、北海道に帰属するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、北海道水産林務部内に第44回全国育樹祭北海道実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 補則

(委 任)

第22条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年6月5日から施行する。

2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成30年6月5日から平成31年3月31日までとする。